

事業報告書

令和 7 年度

(第 16 期事業年度)

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 31 日

地方独立行政法人秋田県立療育機構

1. 法人の目的及び業務内容

(1) 法人の目的（地方独立行政法人秋田県立療育機構定款第1条）

当法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）に基づき、秋田県の政策として求められる療育の提供、療育に関する調査研究等を行うことにより、秋田県療育の拠点として、県域における療育水準の向上を図り、もって子どもたちの発達と障害児・者福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容（地方独立行政法人秋田県立療育機構定款第12条）

当法人は、上記の目的を達成するため、次の業務を行っています。

- ア 療育を提供すること。
- イ 療育に関する調査及び研究を行うこと。
- ウ 療育に関する技術者の研修を行うこと。
- エ 療育に関する地域への支援を行うこと。
- オ 発達に関する支援を行うこと。
- カ ア～オに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. 法人の位置づけ及び役割

秋田県の政策

新秋田元気創造プラン 戦略5 健康・医療・福祉 目指す姿3 高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化

高齢者や障害者が、日々の暮らしの中で必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において生き生きと暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

第2次秋田県障害者計画 基本理念、基本目標

- 基本理念
「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」
- 基本目標
 - I 誰もが共生する社会
子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も共に理解し、互いに支え合って暮らせること
 - II 安全・安心な生活環境
バリアフリーや情報の相互利用が円滑に図られ、地域で安全・安心に暮らせること
 - III 障害福祉サービスと保健・医療
子どもから高齢者まで、障害の種類や特性に応じた支援を十分な選択により得られ、家族が安心できること
 - IV 社会参加と自立
障害のある人も働く意欲を持って、自らの特性を活かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通して生きがいを感じられること

秋田県医療保健福祉計画

第2章 保健・医療・福祉の総合的な取組 第4節 障害児・者に関する取組

目指すべき方向

- ◆ 障害のある子どもが、身近な地域で療育の提供等を受けるため、療育支援体制をもつ施設の機能を活用した在宅障害児福祉の向上
- ◆ 秋田県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備と県内どこでも必要な支援を受けることができる地域づくりの推進
- ◆ 在宅で生活する医療的ケア児等に対する在宅支援の充実

第4期中期目標における当法人の役割と主な取組

障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する

- 1 質の高い療育の提供
療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心で信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。
 - (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
 - (2) 療育従事者の確保・育成
 - (3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
 - (4) より安心で信頼される療育の提供
- 2 地域療育への貢献
地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。
また、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ること。
- 3 ライフステージに応じた総合相談
教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。
- 4 発達障害児・者への支援
県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターは秋田県における支援拠点として重要な役割を担っていることから、その機能をより一層充実させるとともに、地域における支援、積極的な情報発信に努めること。
- 5 個人情報の適切な管理

(地方独立行政法人秋田県立療育機構第4期中期目標より)

3. 中期目標の概要

第4期中期計画（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

地方独立行政法人秋田県立療育機構は、第3期中期目標期間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）では、障害のある子どもやその家族が住み慣れた地域で、支援を受けながら安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進に努め、一定の成果をあげたところであります。

一方、第3期中期目標期間は、その開始年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者数の減や感染対策による受入制限などにより、経営上、厳しい運営となりました。

第4期中期目標期間では、引き続き、地域の関係機関との連携を図りながら、利用者や家族の視点に立った質の高い療育や、総合相談、専門的な支援を必要とする障害児・者への支援を行うとともに、県の新秋田元気創造プラン、第2次秋田県障害者計画、秋田県医療保健福祉計画等を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、合理的・効率的運営により経営の安定化に努めながら、安全で良質な医療・療育の提供や県民・利用者・家族から信頼される施設づくりに努めるものとします。

詳細については、第4期中期計画によるものとし、弾力的かつ効率的で透明性の高い運営に全力で取り組み、県から示された中期目標の達成を目指します。

中期計画

<https://www.airc.or.jp/outline/chyuuki/>



地方独立行政法人秋田県立療育機構 第4期中期計画の概要

中期計画の策定（地方独立行政法人法第26条第1項）

○設立団体である県が定めた中期目標を指示された地方独立行政法人は、これを達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。

中期計画の構成

第1 中期計画の期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上のためにとるべき措置

- 質の高い療育の提供
 - 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
 - 療育従事者の確保・育成
 - 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
 - より安心で信頼される療育の提供
- 地域療育への貢献
- ライフステージに応じた総合相談
- 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援
- 個人情報の適切な管理

第3 業務運営の改善及び効率化のためにとるべき措置

- 効率的な運営体制の構築
 - 管理体制の充実
 - 効率的な業務運営の実現
- 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成
- 収入の確保、費用の節減
 - 収入の確保
 - 費用の節減

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 予算
- 収支計画
- 資金計画

第5 短期借入金

第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 その他業務運営に関する重要事項

- 施設及び設備の整備に関する計画
- 防災・防犯対策の推進
- 人事に関する事項
- 職員の就労環境の整備
- 障害者差別解消の取組
- 中長期的な視点での経営管理の強化
- 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

第2-1 質の高い療育の提供

- (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
 - 各診療科連携による総合的な医療の提供
 - 入所の肢体不自由児及び重症心身障害児に対する療育の提供
 - 在宅の肢体不自由児及び知的障害児に対する通園指導・地域の保育所等訪問指導等の中核機能強化
 - 在宅の重症心身障害者及び保護者に対する送迎による通所の実施及び家庭での療育に関する助言
 - 短期入所事業及び日中一時支援事業の需要への対応
 - 入所及び在宅の障害児に対するリハビリテーションの充実
 - 関係機関との連携による成人期移行支援
 - 専門的な調査研究の実施

【計画値（令和11年度）】 外来受診者数 34,000件
【計画値（毎年度）】 地域療育のための研修会 1回
【計画値（令和11年度）】 リハビリテーション件数 25,000件

- (2) 療育従事者の確保・育成
 - 労働環境の改善、情報発信、就職説明会への参加などによる人材確保
 - 指導体制の充実及び機構内外で実施する研修会への積極的な参加による専門知識の習得、専門性の向上を図る体制の充実
- (3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
 - 快適な療養のための環境の整備、ホスピタリティの向上
 - 質の高い療育サービスを提供するための第三者機関による評価の受審

【計画値（毎年度）】 患者満足度調査実施回数 1回

- (4) より安心で信頼される療育の提供
 - 医療安全対策、院内感染対策及び情報セキュリティ対策の徹底

【計画値（毎年度）】 医療安全対策全体研修実施回数 2回
【計画値（毎年度）】 院内感染対策全体研修実施回数 2回

○虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施

第2-2 地域療育への貢献

- 市町村、福祉・教育機関等、地域の障害児等療育施設との連携強化による地域の療育体制の支援
- 地域療育医療拠点施設等医療機関との連携強化

【計画値（毎年度）】 地域療育医療拠点施設とのカンファレンス 3回
【計画値（毎年度）】 他機関とのカンファレンス 2回

- 地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣
- 養成機関等からの実習及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れ

第2-3 ライフステージに応じた総合相談

- 家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談への教育機関等関係機関と連携した対応及び各種サービス情報の提供や利用までのバックアップ
- 児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス利用希望者の支援

第2-4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

- 県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターの運営及び地域の関係機関との連携による総合的な支援

【計画値（毎年度）】 秋田県発達障害者支援センター及び秋田県医療的ケア児支援センターによる普及啓発事業・研修会の開催 各6回

第2-5 個人情報の適切な管理

- 個人情報の安全管理措置の実施及び組織的な情報管理体制の強化

第3-1 効率的な運営体制の構築

- 経営改革の推進等に向けた運営会議等の定期的な開催
- 外部専門研修への参加や資格取得の推進による職員の専門性の向上

第3-3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

【計画値（令和11年度）】 外来受診者数 34,000件
【計画値（令和11年度）】 リハビリテーション件数 25,000件

(2) 費用の節減

【計画値（令和11年度）】 後発医薬品の導入品目 70品目
【計画値（令和11年度）】 電気使用量 1,568,643kWh

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

【計画値（毎年度）】 経常収支比率 100%
【計画値（毎年度）】 流動比率 150%

第9-2 防災・防犯対策の推進

- 災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練の実施

【計画値（毎年度）】 大規模災害実動訓練（BCP訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数 各1回
【計画値（毎月）】 児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数 1回

第9-4 職員の就労環境の整備

- 離職防止対策及び働き方改革の推進

第9-5 障害者差別解消の取組

- 障害を理由とする差別の解消を推進

第9-6 中長期的な視点での経営管理の強化

- 中長期的な視点による経営管理、財務内容の健全化

4. 理事長の理念及び運営の方針及び戦略

(1) 基本理念

発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行います。

(2) 基本方針

- ① 医療・療育・教育・就業・地域生活など、子どもの発達に係る幅広い支援を行います。
- ② 多様で専門的なアプローチにより、一人一人のニーズや障害に応じたきめ細かな療育を提供します。
- ③ 「保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、県内各地域での療育事業を支援します。
- ④ 利用者の立場に沿った施設運営を行うため、常にサービス内容等の評価・検証をします。
- ⑤ 専門知識や技術の習得など職員の資質向上を図るとともに、療育に関わる各分野の人材を育成します。
- ⑥ 治療・療育が必要な子どもたちの人権・人格を十分に尊重し、業務にあたります。

5. 中期計画及び年度計画の概要

第4期中期計画と主な指標等	令和7年度年度計画と主な指標等												
第2-1 質の高い療育の提供													
(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供													
○各診療科連携による総合的な医療の提供 ○入所の肢体不自由児及び重症心身障害児に対する療育の提供 ○在宅の肢体不自由児及び知的障害児に対する通園指導・地域の保育所等訪問指導等の中核機能強化 ○在宅の重症心身障害者及び保護者に対する送迎による通所の実施及び家庭での療育に関する助言 ○短期入所事業及び日中一時支援事業の需要への対応 ○入所及び在宅の障害児に対するリハビリテーションの充実 ○関係機関との連携による成人期移行支援 ○専門的な調査研究の実施 計画値（令和11年度） <table border="1" data-bbox="240 1108 833 1209"> <tr> <td>外来受診者数</td><td>34,000 件</td></tr> <tr> <td>リハビリテーション件数</td><td>25,000 件</td></tr> </table> 計画値（毎年度） <table border="1" data-bbox="240 1319 833 1370"> <tr> <td>地域療育のための研修会</td><td>1 回</td></tr> </table>	外来受診者数	34,000 件	リハビリテーション件数	25,000 件	地域療育のための研修会	1 回	○各診療科連携による総合的な医療の提供 ○入所の肢体不自由児及び重症心身障害児に対する療育の提供 ○在宅の肢体不自由児及び知的障害児に対する通園指導・地域の保育所等訪問指導等の中核機能強化 ○在宅の重症心身障害者及び保護者に対する送迎による通所の実施及び家庭での療育に関する助言 ○短期入所事業及び日中一時支援事業の需要への対応 ○入所及び在宅の障害児に対するリハビリテーションの充実 ○関係機関との連携による成人期移行支援 ○専門的な調査研究の実施 計画値（令和7年度） <table border="1" data-bbox="865 1108 1457 1209"> <tr> <td>外来受診者数</td><td>33,800 件</td></tr> <tr> <td>リハビリテーション件数</td><td>24,760 件</td></tr> </table> 計画値（令和7年度） <table border="1" data-bbox="865 1319 1457 1370"> <tr> <td>地域療育のための研修会</td><td>1 回</td></tr> </table>	外来受診者数	33,800 件	リハビリテーション件数	24,760 件	地域療育のための研修会	1 回
外来受診者数	34,000 件												
リハビリテーション件数	25,000 件												
地域療育のための研修会	1 回												
外来受診者数	33,800 件												
リハビリテーション件数	24,760 件												
地域療育のための研修会	1 回												
(2) 療育従事者の確保・育成													
○労働環境の改善、情報発信、就職説明会への参加などによる人材確保 ○指導体制の充実及び機構内外で実施する研修会への積極的な参加による専門知識の習得、専門性の向上を図る体制の充実	○労働環境の改善、情報発信、就職説明会への参加などによる人材確保 ○指導体制の充実及び機構内外で実施する研修会への積極的な参加による専門知識の習得、専門性の向上を図る体制の充実												
(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供													
○快適な療養のための環境の整備、ホスピタリティの向上 ○質の高い療育サービスを提供するための第三者機関による評価の受審 計画値（毎年度） <table border="1" data-bbox="240 1904 833 1955"> <tr> <td>患者満足度調査実施回数</td><td>1 回</td></tr> </table>	患者満足度調査実施回数	1 回	○快適な療養のための環境の整備、ホスピタリティの向上 ○質の高い療育サービスを提供するための第三者機関による評価の受審 計画値（令和7年度） <table border="1" data-bbox="865 1904 1457 1955"> <tr> <td>患者満足度調査実施回数</td><td>1 回</td></tr> </table>	患者満足度調査実施回数	1 回								
患者満足度調査実施回数	1 回												
患者満足度調査実施回数	1 回												

(4) より安心で信頼される療育の提供			
○医療安全対策、院内感染対策及び情報セキュリティ対策の徹底計画値（毎年度）		○医療安全対策、院内感染対策及び情報セキュリティ対策の徹底計画値（令和7年度）	
計画値（毎年度）医療安全対策全体研修実施回数	2回	計画値（毎年度）医療安全対策全体研修実施回数	2回
院内感染対策全体研修実施回数	2回	院内感染対策全体研修実施回数	2回
○虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施		○虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施	
第2-2 地域療育への貢献			
○市町村、福祉・教育機関等、地域の障害児等療育施設との連携強化による地域の療育体制の支援 ○地域療育医療拠点施設等医療機関との連携強化 計画値（毎年度）		○市町村、福祉・教育機関等、地域の障害児等療育施設との連携強化による地域の療育体制の支援 ○地域療育医療拠点施設等医療機関との連携強化 計画値（令和7年度）	
地域療育医療拠点施設とのカンファレンス	3回	地域療育医療拠点施設とのカンファレンス	3回
他機関とのカンファレンス	2回	他機関とのカンファレンス	2回
○地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣 ○養成機関等からの実習及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れ		○地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣 ○養成機関等からの実習及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れ	
第2-3 ライフステージに応じた総合相談			
○家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談への教育機関等関係機関と連携した対応及び各種サービス情報の提供や利用までのバックアップ ○児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス利用希望者の支援		○家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談への教育機関等関係機関と連携した対応及び各種サービス情報の提供や利用までのバックアップ ○児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス利用希望者の支援	
第2-4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援			
○県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターの運営及び地域の関係機関との連携による総合的な支援 計画値（毎年度）		○県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターの運営及び地域の関係機関との連携による総合的な支援 計画値（令和7年度）	
秋田県発達障害者支援センター及び秋田県医療的ケア児支援センターによる普及啓発事業・研修会の開催	各6回	秋田県発達障害者支援センター及び秋田県医療的ケア児支援センターによる普及啓発事業・研修会の開催	各6回

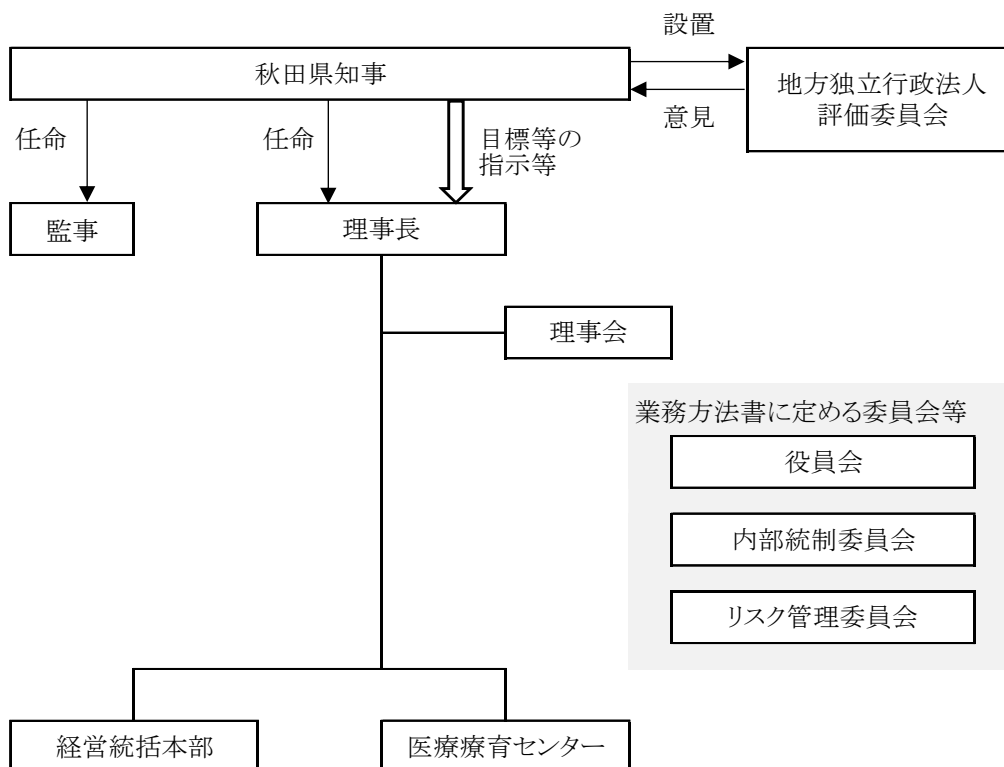
第 2-5 個人情報の適切な管理											
○個人情報の安全管理措置の実施及び組織的な情報管理体制の強化		○個人情報の安全管理措置の実施及び組織的な情報管理体制の強化									
第 3-1 効率的な運営体制の構築											
○経営改革の推進等に向けた運営会議等の定期的な開催 ○外部専門研修への参加や資格取得の推進による職員の専門性の向上		○経営改革の推進等に向けた運営会議等の定期的な開催 ○外部専門研修への参加や資格取得の推進による職員の専門性の向上									
第 3-3 収入の確保、費用の節減											
○収入の確保 計画値（令和 11 年度） <table><tr><td>外来受診者数</td><td>34,000 件</td></tr><tr><td>リハビリテーション件数</td><td>25,000 件</td></tr></table>		外来受診者数	34,000 件	リハビリテーション件数	25,000 件	○収入の確保 計画値（令和 7 年度） <table><tr><td>外来受診者数</td><td>33,800 件</td></tr><tr><td>リハビリテーション件数</td><td>24,760 件</td></tr></table>		外来受診者数	33,800 件	リハビリテーション件数	24,760 件
外来受診者数	34,000 件										
リハビリテーション件数	25,000 件										
外来受診者数	33,800 件										
リハビリテーション件数	24,760 件										
○費用の節減 計画値（令和 11 年度） <table><tr><td>後発医薬品の導入品目</td><td>70 品目</td></tr><tr><td>電気使用量</td><td>1,568.643 キロワット時</td></tr></table>		後発医薬品の導入品目	70 品目	電気使用量	1,568.643 キロワット時	○費用の節減 計画値（令和 7 年度） <table><tr><td>後発医薬品の導入品目</td><td>62 品目</td></tr><tr><td>電気使用量</td><td>1,634.691 キロワット時</td></tr></table>		後発医薬品の導入品目	62 品目	電気使用量	1,634.691 キロワット時
後発医薬品の導入品目	70 品目										
電気使用量	1,568.643 キロワット時										
後発医薬品の導入品目	62 品目										
電気使用量	1,634.691 キロワット時										
第 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画											
計画値（毎年度） <table><tr><td>経常収支比率</td><td>100%</td></tr><tr><td>流動比率</td><td>150%</td></tr></table>		経常収支比率	100%	流動比率	150%	計画値（毎年度） <table><tr><td>経常収支比率</td><td>100%</td></tr><tr><td>流動比率</td><td>150%</td></tr></table>		経常収支比率	100%	流動比率	150%
経常収支比率	100%										
流動比率	150%										
経常収支比率	100%										
流動比率	150%										
第 9-2 防災・防犯対策の推進											
○災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練の実施 計画値（毎年度） <table><tr><td>大規模災害実働訓練（BCP 訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数</td><td>各 1 回</td></tr></table>		大規模災害実働訓練（BCP 訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数	各 1 回	○災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練の実施 計画値（令和 7 年度） <table><tr><td>大規模災害実働訓練（BCP 訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数</td><td>各 1 回</td></tr></table>		大規模災害実働訓練（BCP 訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数	各 1 回				
大規模災害実働訓練（BCP 訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数	各 1 回										
大規模災害実働訓練（BCP 訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数	各 1 回										
計画値（毎月） <table><tr><td>児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数</td><td>1 回</td></tr></table>		児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数	1 回	計画値（毎月） <table><tr><td>児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数</td><td>1 回</td></tr></table>		児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数	1 回				
児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数	1 回										
児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数	1 回										

第 9-4 職員の就労環境の整備	
○離職防止対策及び働き方改革の推進	○離職防止対策及び働き方改革の推進
第 9-5 障害者差別解消の取組	
○障害を理由とする差別の解消を推進	○障害を理由とする差別の解消を推進
第 9-6 中長期的な視点での経営管理の強化	
○中長期的な視点による経営管理、財務内容の健全化	○中長期的な視点による経営管理、財務内容の健全化

6. 持続的に適正なサービスを提供するために必要な財源その他の資源

(1) ガバナンスの状況

【ガバナンスの体制】



秋田県立療育機構は、中期目標等に基づき、法令等を遵守しつつ業務を行い、定款第1条の目的を有効かつ効率的に果たすため、内部統制に関する基本方針を定めています。(業務方法書第5条)

また、役員（監事を除く。）職務の執行が、地方独立行政法人法又は他の法令、秋田県の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を内部統制システムとして、その整備に関する事項を業務方法書に定めております。(業務方法書第9条及び内部統制推進規程)

詳細につきましては、地方独立行政法人秋田県立療育機構ホームページにて公表しています。

業務方法書

<https://www.airc.or.jp/outline/kakusyukitei/>



(2) 役員の状況（令和8年4月1日時点）

役職名	氏 名	任 期	経 歴
理事長	坂本 仁	自令和 8年4月 1日 至令和12年3月31日	平成22年 4月 秋田県立医療療育センター副センター長 平成26年 4月 秋田県立療育機構副理事長 令和 5年 6月 秋田県立療育機構理事長
副理事長	矢野 珠巨	自令和 8年4月 1日 至令和12年3月31日	令和 5年 4月 秋田県立医療療育センター副センター長 令和 6年 4月 秋田県立療育機構副理事長
理事	元野 隆史	自令和 8年4月 1日 至令和10年3月31日	令和 6年 4月 秋田県立衛生看護学院長 令和 7年 6月 秋田県立療育機構理事
理事	武田 修	自令和 8年4月 1日 至令和10年3月31日	秋田県医師会常任理事
理事	内藤 信吾	自令和 8年4月 1日 至令和10年3月31日	秋田県医師会常任理事
監事	田中 伸一	自令和 4年7月 1日 至令和 8年6月30日	弁護士
監事	堀井 照重	自令和 4年7月 1日 至令和 8年6月30日	公認会計士・税理士

(3) 職員の状況

正職員数は令和8年4月1日現在155人（前年度比8人増）、平均年齢は40.1歳となっています。このうち、経営統括本部等への設立団体からの出向者は2人です。任期付職員数は59人（前期比4人増）です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等
該当ありません。
- ② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 純資産の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	3,580			3,580
資本剰余金	▲ 1,658	0	44	▲ 1,701
利益剰余金 (▲は繰越欠損金)	▲ 118	242	0	124
純資産合計	1,804	242	44	2,003

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

以降の表においても同様です。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 242 百万円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた施設整備、医療機器の購入等将来の資金需要への対応に充てるため、71 百万円を目的積立金として申請しました。なお、令和 7 年度において、目的積立金を取り崩した実績はありません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
医業収益	805	37.2%
福祉収益	199	9.2%
運営費交付金	1,057	48.8%
目的積立金取崩	0	0.0%
その他収入	104	4.8%
合計	2,165	100%

② 自己収入に関する説明

秋田県立療育機構における自己収入のうち、医業収益及び福祉収益の収入額合計は、収入全体の約 5 割を占めています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

障害者雇用の促進、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組むとともに、地域療育への貢献を目的に医師等による地域の療育機関等への支援、地域の療育事業者を対象とした研修会への医師等の講師派遣及び養成機関等からの実習及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れを行っております。

7. 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにこれらの対応策

(1) リスク管理の状況

当法人では、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応について、地方独立行政法人秋田県立療育機構リスク管理規程（平成 31 年 3 月 28 日療育機構規程第 38 号）を整備しています。

また、当該規程において、リスク管理体制を整備することにより、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることとしています。（規程第 2 条）

(2) リスク管理体制

当法人におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

- ・ 法人のリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責任を有する。
- ・ 医療療育センターのリスク管理については、管理者であるセンター長に委ねる。
- ・ 内部統制担当役員（経営統括本部長）は理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括する。
- ・ 各部署の長は、リスク管理責任者として、各部署におけるリスク管理を総括する。

(3) リスクの対応策

①発生原因の分析及び評価等

- ・ 各部署は、業務を適正かつ円滑に進めるため、業務フローを認識し、必要に応じて業務手順の整備に努めます。
- ・ 業務におけるリスク因子を把握するとともに、リスク発生の原因について分析を行っています。
- ・ 把握、分析したリスクが業務にもたらす影響について評価し、リスク管理に努めるとともに定期的に上記作業を繰り返し、リスクの評価等を見直します。

②保有施設の整備及び危機管理

- ・ 施設については、適切に点検を行うとともに、必要な整備を実施します。
- ・ 不測の災害又は重大な事件・事故等の発生に備え、緊急行動指針及び事業継続計画を定め、訓練の実施、危機管理の態勢整備に努めます。
- ・ 危機が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、必要に応じて危機管理対策本部を設置し、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行います。

③特定のリスクへの対応

- ・ 医療安全管理、情報管理、防災管理など、規程・要綱・マニュアル等が定められている特定のリスク管理については、原則としてその規程等に従い行動します。

8. 業務の適正な評価に資する情報

(1) 質の高い療育の提供

本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心で信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に取り組みます。

① 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療育サービスを提供します。また、これに資する調査・研究に取り組みます。

② 療育従事者の確保・育成

療育ニーズに対応し、高度で専門的な療育を安定的に提供するため、人材確保のための方策を検討・実施し、計画的な療育従事者の確保に努めます。また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努めます。

③ 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスの提供に取り組みます。

④ より安心で信頼される療育の提供

医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心で信頼される療育を提供します。

また、虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施に努めます。

(2) 地域療育への貢献

地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により、地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めます。

また、各種研修や支援に関する技術的な助言により、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ります。

(3) ライフステージに応じた総合相談

教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行います。

(4) 専門的な支援を必要とする児・者への支援

秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターは秋田県における支援拠点として重要な役割を担っていることから、その機能をより一層充実させるとともに、地域における支援、積極的な情報発信に努めます。

(5) 個人情報の適切な管理

医療・療育機関における個人情報とは、その性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであることから、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、情報の性格及び重要性を十分認識し、不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、内部不正等、様々な脅威を想定した情報セキュリティ対策を実施するとともに、療育機構における個人情報取扱い要綱の遵守を徹底し、情報の適正な取扱いを図ります。

9. 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 自己評価

令和7年度においては、事業計画に沿って業務に取り組み、年度目標の着実な達成に向け、適切な事業運営を行ってまいりました。

令和7年度計画における各項目の自己評価の結果については、次のとおりです。

評 価 項 目	自己評価
I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
1 質の高い療育の提供	A
(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供	A
①各診療科連携による総合的な診断及び適切な医療の提供	A
②入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対する適切な療育の提供	A
③児童発達支援センターの中核機能の強化	A
④訪問療育指導、外来療育指導、療育技術指導等の実施	A
⑤在宅の重症心身障害者及びその保護者への支援	A
⑥在宅の障害児・者に対する療育指導の実施及び市町村事業の受け入れ体制の拡充	A
⑦病棟リハビリテーション等の実施及び保育所等訪問事業等の取組	A
⑧成人期を迎える障害児の成長・発達に応じた成人期移行支援	A
⑨専門的な調査・研究の実施	A
(2) 療育従事者の確保・育成	A
①魅力ある働きやすい職場づくり	A
②募集活動	A
③質の高い療育従事者の育成	A
(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供	A
①療育環境の整備	A
②ホスピタリティの向上	A
③利用者を尊重した療育サービスの提供	A
④第三者機関による評価の受審等	A
⑤患者満足度調査の実施	A
(4) より安心して信頼される療育の提供	A
①関連法令等の遵守	A
②医療安全対策	A
③院内感染対策	A
④情報セキュリティ対策	A
⑤情報公開の推進	A

	⑥虐待防止対策	A
2	地域医療への貢献	A
	(1) 地域の療育体制への支援	A
	(2) 関係機関との連携強化	A
	(3) 地域の療育従事者等に対する技術的助言や知識の共有	A
	(4) インクルージョンの理念の促進	A
3	ライフステージに応じた総合相談	A
	(1) 各種サービスの情報提供や利用に関するバックアップ	A
	(2) サービス等利用計画の作成及び見直し	A
4	専門的な支援を必要とする障害児・者への支援	A
	(1) 専門的な支援を必要とする障害児・者等への総合的な支援	A
	(2) 発達障害に関する普及啓発・研修会等の実施	A
	(3) 医療的ケア児に対する総合的な支援	A
	(4) 医療的ケア児に関する普及啓発・研修会等の実施	A
5	個人情報の適切な管理	A
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		A
1	効率的な運営体制の構築	A
	(1) 管理体制の充実	A
	(2) 効率的な業務運営の実現	A
	(3) 職員の意識改革	A
2	施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成	A
	(1) 施設経営に精通した人材の確保・育成	A
	(2) 事務職員のリーダーシップ、マネジメント能力の向上	A
3	収入の確保、費用の節減	A
	(1) 収入の確保	A
	(2) 費用の節減	A
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
IV	短期借入金	
V	出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	
VI	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
VII	剰余金の使途	
VIII	地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項	A
	1 施設及び設備の整備に関する計画	A
	2 防災・防犯対策の推進	A
	3 人事に関する事項	A

4	職員の就労環境の整備	A
5	障害者差別解消の取組	A
6	中長期的な視点での経営管理の強化	A
7	地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A

10. 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額
収入			
医業収益	837	805	▲ 32
福祉収益	199	199	0
運営費交付金	1,156	1,132	▲ 24
目的積立金取崩	0	0	0
その他収入	58	106	47
計	2,250	2,242	▲ 9
支出			
業務費	1,825	1,868	43
一般管理費	62	61	▲ 1
財務費用	0	0	▲ 0
資産取得取扱支出	103	70	▲ 33
借入金返済支出	260	260	0
計	2,250	2,259	9

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

11. 要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産		固定負債	
有形固定資産	2,009	資産見返負債	225
無形固定資産	6	引当金	866
投資その他の資産	868		
流動資産		流動負債	
現金及び預金	64	運営費交付金債務	30
未収金	200	短期借入金	0
棚卸資産	11	未払金	125
その他	5	預り金	2
		負債合計	1,249
		純資産の部	金額
		資本金	3,580
		資本剰余金	▲ 1,701
		利益剰余金	124
		純資産合計	2,003
資産合計	3,252	負債純資産合計	3,252

(2) 行政コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
損益計算上の費用	2,155
業務費	2,091
一般管理費	62
その他の費用	2
その他行政コスト	44
行政コスト合計	2,199

(3) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	2,153
業務費	2,091
一般管理費	62
財務費用	0
経常収益	2,397
運営費交付金収益	1,057
医業収益	805
福祉収益	199
その他	336
臨時損失	2
臨時利益	0
当期純利益 (▲は当期純損失)	242
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
当期総損失	242

(4) 純資産変動計算書

	資本金	資本剰余金	利益剰余金 (又は繰越欠損金)	純資産合計
当期首残高	3,580	▲ 1,658	▲ 118	1,804
当期変動額	0	▲ 44	242	198
固定資産の取得	0	0	0	0
減価償却	0	▲ 44	0	▲ 44
利益処分 (損失の処理)	0	0	0	0
その他	0	0	242	242
当期末残高	3,580	▲ 1,701	124	2,003

(5) キャッシュ・フロー計算書

科目	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	322
原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 658
人件費支出	▲ 1,268
その他の業務支出	▲ 36
運営費交付金収入	1,162
医業収益等自己収入	1,016
その他	106
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 110
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 260
資金増加額（又は減少額）	▲ 48
資金期首残高	112
資金期末残高	64

1 2. 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は3,252百万円と、前年度末比55百万円減（前期は3,339百万円）となっています。これは、有形固定資産、無形固定資産が116百万円減（5.2%減）となったこと、退職給付引当金見返が83百万円増（10.6%増）となったことが主な要因です。

負債合計は1,249百万円と、前年度末比286百万円増（前期は1,535百万円）となっています。これは、短期借入金が260百万円増（皆減）となったこと、資産見返負債が72百万円減（24.1%減）となったこと、退職手当や業者に係る未払金が62百万円減（32.9%減）となったこと、退職給付引当金が83百万円増（10.6%増）となったことが主な要因です。

純資産合計は、2,003百万円であり、資本金（地方公共団体出資金）3,580百万円、資本剰余金▲1,701百万円、利益剰余金は124百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、2,199百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、2,155百万円、その他行政コストは44百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は2,153百万円と、前年度比15万円増（0.7%増）となっています。これは、職員俸給及び諸手当を主として給与費（業務費）が25百万円増（2.0%増）となったこと、修繕費（業務費）が前年度比20百万円増（24.9%増）となったことが主な要因です。

経常収益は、2,397 百万円と、前年度比 363 百万円増（17.9%増）となっています。これは、運営費交付金収益が 401 百万円増（61.1%増）となったこと、損害保険金などその他収益が 46 百万円増（1257.8%増）となったこと、補助金等収益が 8 百万円増（16.8%増）となったこと、医業収益が 37 百万円減（4.4%減）となったことが主な要因です。

これらの結果、当期総利益は 242 百万円と、前年度比 341 百万円増（前期は▲99 百万円）となっています。

（４）純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益 242 百万円を処理した結果、2,003 百万円となりました。

（５）キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 322 百万円と、前年度比 349 百万円増（前期は▲27 百万円）となっています。これは、プラス要素として運営費交付金収入が前年度比 397 百万円増（51.8%増）となっていること、損害保険金などの雑収入が前年度比 46 百万円増（1270.5%増）となっていること、補助金等収入が前年度比 9 百万円増（20.2%増）となっていること、一方、マイナス要素として人件費支出が前年度比 84 百万円増（7.1%増）となっていること、原材料、商品又はサービスの購入による支出が前年度比 22 百万円増（3.4%増）となっていることが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは▲110 百万円（前期は▲31 百万円）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が 83 百万円減となったことが主な要因です。

財務活動によるキャッシュ・フローは▲260 百万円（273.3%増）となっています。これは、短期借入による収入が 260 百万円減（皆減）となったことが要因です。

1 3. 内部統制の運用の状況

（１）内部統制の推進に関する事項（地方独立行政法人秋田県立療育機構業務方法書第 9 条）

内部統制システムの推進について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備しています。

- ①役員を構成員とする内部統制委員会等の設置及び内部統制担当役員の決定
- ②推進責任者及び推進部門の設置
- ③担当役員に対する部門からの報告の実施
- ④担当役員から委員会への報告及び改善策の検討
- ⑤担当役員と職員との面談の実施

- ⑥担当役員及び推進部門によるモニタリング体制の運用
- ⑦研修の実施
- ⑧コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- ⑨業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- ⑩反社会的勢力への対応方針等

(2) 内部監査に関する事項（地方独立行政法人秋田県立療育機構業務方法書第14条）
内部監査を担当する部門を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告しています。

(3) 内部通報・外部通報に関する事項

内部通報及び外部通報について、次の事項を定めた規程等を整備しています。

- ①内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- ②内部通報者及び外部通報者の保護
- ③内部通報及び外部通報に係る内部統制を担当する役員及び監事に確実にかつ内密に報告される仕組み

(4) 入札・契約に関する事項

談合情報がある場合の緊急対応、随意契約とすることが必要な場合の明確化など、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互けん制の確立を図っています。

(5) 予算の適正な配分に関する事項

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行っています。

(6) 情報の適切な管理及び公開に関する事項

情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備しています。

(7) 職員の人事・懲戒等に関する事項

職員（任期付職員等を含む）の人事管理について、職員の懲戒基準等を定めた規程等を整備しています。（地方独立行政法人秋田県立療育機構職員懲戒手続規程）

14. 法人に関する基礎的な情報

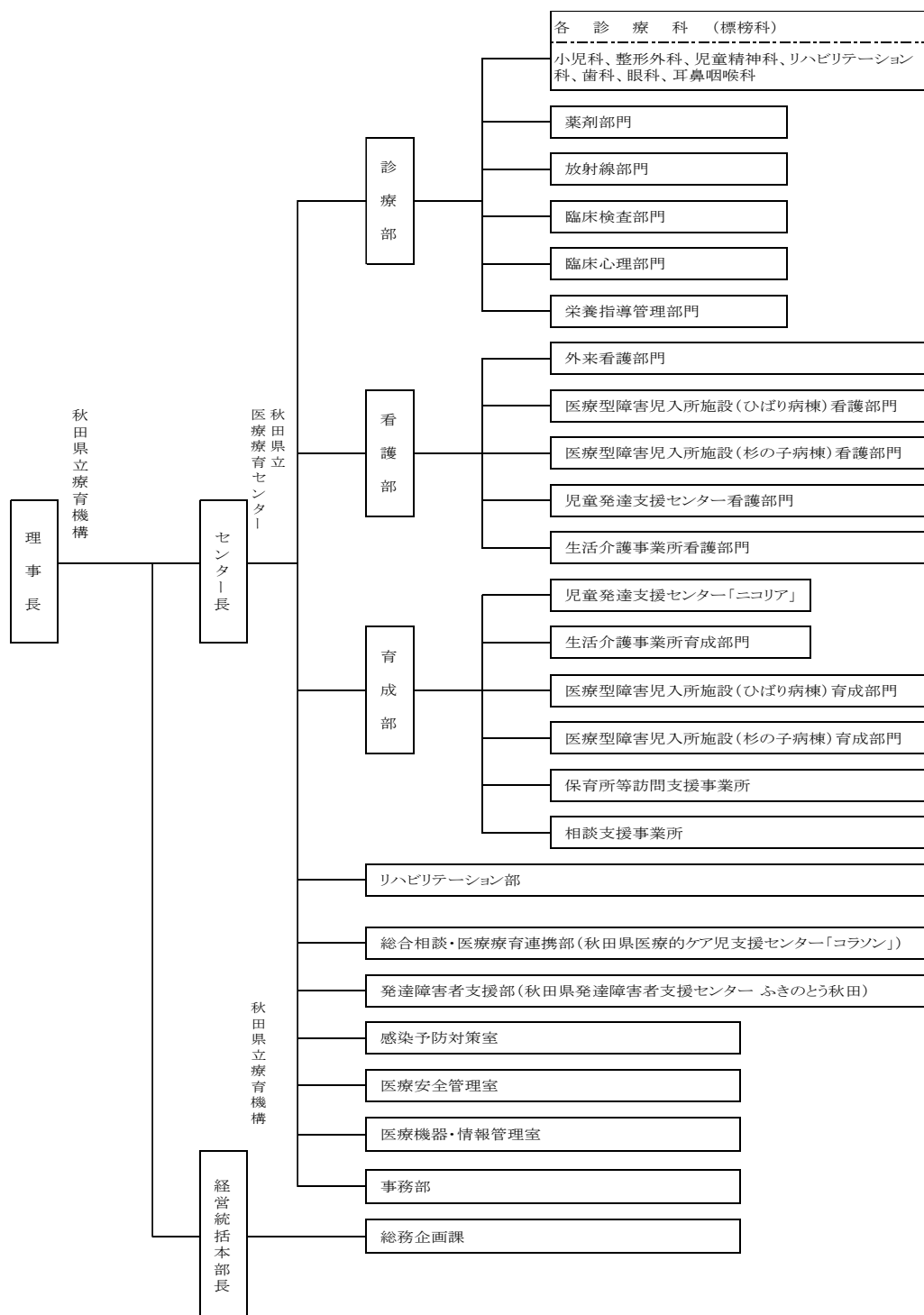
(1) 沿革

平成17年	7月	「療育機関再編整備基本構想素案」「秋田県特殊教育総合エリア基本構想素案」を踏まえ、利用者が望む連携体制の在り方を協議するため「秋田県こども総合支援エリア（仮称）基本構想検討委員会」設置。
	10月	「秋田県こども総合支援エリア（仮称）基本構想案」策定。
平成20年	1月	秋田県太平療育園定員114床に変更。
平成20年	10月	建築工事着工。
平成21年	12月	建築工事竣工。
平成22年	4月	あきた総合支援エリア「かがやきの丘」に県立聾学校（現聴覚支援学校）、県立盲学校（現視覚支援学校）、きらり支援学校（肢体不自由・病弱特別支援学校）とともに地方独立行政法人秋田県立療育機構を運営主体とする秋田県立医療療育センター開設。
		第1期中期計画策定。
平成27年	4月	第2期中期計画策定。
	5月	日本医療機能評価機構認定病院に認定。
令和2年	4月	第3期中期計画策定。
令和2年	5月	日本医療機能評価機構認定病院に認定。（更新）
令和4年	4月	秋田県医療的ケア児支援センター「コラソン」開設。
令和6年	4月	児童福祉法改正による児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターの一元化。
令和7年	4月	第4期中期計画策定。
	5月	日本医療機能評価機構認定病院に認定。（更新）

(2) 設立団体（所管課）

秋田県（健康福祉部障害福祉課）

(3) 組織図



(4) 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

名称	所在地
秋田県立医療療育センター	秋田市南ケ丘一丁目1番2号

(5) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,923	1,926	1,862	2,034	2,397
経常費用	1,937	2,012	1,934	2,138	2,153
当期総損益	▲ 12	▲ 86	▲ 73	▲ 99	242
資産	3,145	3,712	3,397	3,339	3,252
負債	743	1,511	1,384	1,535	1,249
利益剰余金 ▲は繰越欠損金	142	54	▲ 19	▲ 118	124
業務活動C F	▲ 14	72	▲ 64	▲ 27	322
投資活動C F	▲ 118	▲ 86	▲ 113	▲ 31	▲ 110
財務活動C F	0	0	110	150	▲ 260
資金期末残高	101	87	20	112	64

(6) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

詳細につきましては、地方独立行政法人秋田県立療育機構ホームページにて公表しています。

年度計画

<https://www.airc.or.jp/outline/nendokeikaku/>

